

# 日本神経免疫学会 会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は日本神経免疫学会（英語名：Japanese Society for Neuroimmunology；JSNI）と称する。

第2条 本会の円滑な運営のため、細則に定めるところに事務局を置く。

## 第2章 目 的 及 び 事 業

第3条 本会は、神経免疫疾患に関する基礎的および臨床的研究の進歩・発展を図り、国民の健康に貢献することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

### 学術集会の開催

英文オンライン誌「Clinical and Experimental Neuroimmunology」およびその他の図書の刊行

神経免疫疾患に関する調査、研究、共同治験

内外の関係機関、学術団体との連絡及び協力

その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

正会員 本会の目的に賛同し、神経免疫学または、その関連領域で研究ないし治療に従事している個人、ならびに団体もしくは企業（特別会員）の代表者

準会員 正会員と同様の理念を有する者で、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、介護士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、栄養士、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、放射線検査技師、臨床工学士、ケアマネージャー、救急救命士、保健師、行政の保健医療福祉部門担当者、医療機器取扱業者（人工呼吸器・在宅酸素など）、難病相談支援員、難病医療専門員（コーディネーター）、難病ヘルパー、DMAT担当者など。入会にあたっては評議員1名の推薦を必要とし、理事会の承認を得る。

特別会員 本会の目的に賛同し、本会の主催する事業への積極的な参加を前提とした支援を行う団体もしくは企業。その代表者1名は正会員としての資格を有する。

第6条 本会に入会しようとする個人及び団体は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて会長に提出するものとする。

第7条 正会員および準会員は、本会の事業への参加、総会への出席、機関誌その他の配布を受け、学術大会での研究発表及び機関誌への投稿ができる。

第8条 特別会員は本会の事業への参加、総会への出席、機関誌その他の配布を受け、代表者は学術大会での研究発表及び機関誌への投稿ができる。

第9条 会員は、細則で定める会費を納入しなければならない。

2 2年以上会費を滞納したときは、会員の資格を失う。但し、留学、出産、育児等特別の理由のある場合は休会をみとめ、その期間はこれに含めない。休会期間としては3年間とし、その期間内に延長等

の連絡がない場合を除き4年目からは退会扱いとする。なお、後日の再入会は認めるも、新入会の扱いとする。

第10条 退会を希望するものは、所定の退会届に記入の上、事務局に届け出るものとする。

第11条 会員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により、除名することができる。ただし、議決以前に理事会において釈明の機会を与えることができる。

#### 第4章 役員、評議員、事務職員および名誉会員

第12条 本会に次の役員をおく。

理事長（代表者）	1名
会長	1名
理事	若干名
監事	2名

2 役員は満65歳を過ぎた最初の総会時をもって定年とし、任期を終了する。

第13条 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 理事長は理事の互選とし、評議員会及び総会の承認を受ける。

第14条 理事は、理事会を組織し、総会及び評議員会の権限に属する事項以外のすべての本会の会務を審議決定し、執行する。

2 理事は、評議員の中から理事会が選出したもの及び、理事長が推薦した若干名のものとし、評議員会及び総会の承認を受ける。理事は評議員を兼ねる。選出及び推薦の手続き等は、別に細則で定める。

第15条 会長は、学術集会を主催し、定期総会および評議員会の議長となる。会長の任期は1年とする。会長に事故があったときは理事長が代行する。

第16条 監事は、評議員の中から理事会が選出し、評議員会及び総会の承認を受ける。選出の手続き等は、別に定める。

2 監事は、民法第59条の任務を行う。すなわち本会の業務及び経理を監査する。

第17条 理事長の任期は2年とし、再任を妨げないが、通算して2期を限度とする。

2 理事の任期は、定期総会終了のときから、2年後の定期総会終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 監事の任期は、定期総会終了のときから、2年後の定期総会終了のときまでとし、再任はしない。

4 補欠により任命された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

6 役員に本会にふさわしくない行為があったとき、または特別な事情があるときは、その任期中であっても理事会及び評議員会の決議によりこれを解任することができる。

第18条 本会には若干名の評議員をおく。

2 評議員は、正会員の中から別に定める細則によって推薦され、理事会で選出し、評議員会及び総会で承認を受ける。

3 評議員の任期は定期総会終了のときから2年後の定期総会終了のときまでとし、再任を妨げない。但

し、特段の理由もなく3年連続して定期総会を欠席したときは再任しない。総会出席の確認方法として、評議員会への出席もしくは学会参加を証明する書類により確認し、4年目の出席が認められなければ退任扱いとする。

- 4 評議員には、前18条5項以下の規定を準用する。この場合には、同条中の「役員」とあるのは、それぞれ「評議員」と読みかえるものとする。
- 5 評議員は満65歳を過ぎた最初の総会時をもって定年とし、任期を終了する。

第19条 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほか、会長及び理事会の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議議決する。

第20条 本会の運営と事務処理を円滑に行うために、若干名の事務職員をおくことができる。

- 2 事務職員は、理事会の承認を経て、理事長が任命する。
- 3 また、事務運営の一部を外部機関に委託することができる。

第21条 名誉会員は、本会对し特に功労のあった65歳以上の正会員の中から、理事長が推薦し、理事会の承認を受け、評議員会、総会で報告するものとする。

- 2 名誉会員は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 名誉会員は、会費の納入を免除する。既納の会費はこれを返却しない。

## 第5章 会 議

第22条 理事長は、毎年1回定期総会を招集し、必要に応じ臨時総会を招集する。

- 2 理事現在数の3分の1以上又は評議員現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、理事長は、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第23条 総会は、正会員の現在数の10分の1以上が出席することにより成立する。当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、これを出席者とみなす。

- 2 総会の議長は、当年の学術大会の会長があたり、総会の決議は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

第24条 次に挙げる事項については、総会の承認を受けなければならない。

- 1 事業計画及び収支予算決算についての事項
- 2 財産目録についての事項
- 3 役員を選任及び解任
- 4 評議員を選任及び解任
- 5 名誉会員の選任
- 6 会則変更及び解散についての事項
- 7 事務局の組織及び運営
- 8 その他理事会において必要と認めた事項

第25条 理事長は、毎年1回以上理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、理事長は、その日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席することにより成立する。当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものはこれを出席者とみなす。

2 理事会の決議は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

第27条 理事長は毎年1回評議員会を招集する。理事長または理事会が必要と認めるときは、理事長は臨時評議員会を招集する。

2 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあったときは、理事長は、その日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

第28条 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席することにより成立する。当該議事につき書面を持ってあらかじめ意志を表示したものはこれを出席者とみなす。

2 評議員会の議長は、当年の学術大会の会長があたり、評議員会の決議は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

## 第6章 委員会

第29条 本会の事業の発展及び運営のために各種の委員会をおくことができる。

2 委員会の設置及び廃止は理事会で決定する。

## 第7章 学術集会

第30条 年次学術集会は年1回開催し、会長が主催する。

第31条 会長は評議員の中から理事会の推薦に基づき評議員会で選任する。

第32条 会長は主催する学術集会が終了するまで理事会に出席し、意見を述べることができる。

第33条 次期会長にも前二条の規定を適用する。

第34条 理事会で必要と認められた場合、第4条に該当する学術集会を別途開催することができる。

## 第8章 会計

第35条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。理事長が振替口座および銀行口座を管理する。

第36条 本会の会計年度は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

## 第9章 会則の変更及び本会の解散

第37条 本会則は、理事会及び評議員会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の賛同を得、総会の承認を得なければ変更することはできない。

第38条 本会は、理事会及び評議員会においてそれぞれ3分の2以上の賛同を得、総会の承認を得なければ、解散することはできない。

- 2 本会が解散した場合の残存資産は、理事会及び評議員会の決議と、総会の承認を得て、本会と類似の目的を有する公益事業に寄付することとする。

## 第10章 設 立

第39条 本会は昭和63年8月6日に設立とする。

## 第11章 補 足

第40条 本会則の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を得て定める。

第41条 本会則は、平成16年1月31日より発効する。

- 2 本会則の発効したときに理事および評議員である者の任期は、平成18年の定期総会終了のときまでとする。
- 3 平成17年3月4日一部改正
- 4 平成18年3月3日一部改正
- 5 平成20年4月18日一部改正
- 6 平成21年4月13日一部改正
- 7 平成22年3月19日一部改正
- 8 平成26年8月19日一部改正
- 9 平成27年1月21日一部改正
- 10 平成27年9月14日一部改正

# 学会会則施行細則

## 1. 事務局に関する事項

- 1) 本会に事務局を置く。
- 2) 事務局は理事長が定める。
- 3) 事務局に事務局長を置くことが出来る。

## 2. 会費に関する事項

- 1) 会員の年会費は次のように定める。

一 般 会 員	:	年額 8,000 円
準 会 員	:	年額 4,000 円
評 議 員	:	年額 10,000 円
理 事	:	年額 12,000 円

外国留学生など特別の理由がある場合については理事長が別途、これを定める。

留学生・学部学生： 年額 2,000 円（推薦人の明記を要する）

- 2) 特別会員の年会費は、年額 300,000 円とする。
- 3) 特別会員の代表者 1 名は正会員の資格を有するが、正会員の年会費を納入する必要はない。

## 3. 会議に関する事項

- 1) 会議を招集する者は、会議の開催される 30 日以上前に会議の議題、開催日時及び場所について会議に出席する者に対して文書（電子メールを含む）を持って通知しなければならない。
- 2) 臨時に開催されるものについては、この限りではない。
- 3) すべての会議は議事抄録を作成し、事務局に保管する。なお、議事録には議長および立会人 2 名の署名捺印を必要とする。

## 4. 施行細則の変更

本施行細則は理事会ならびに評議員会の議決を経て変更することができる。

## 5. 附則

- 1) 本施行細則は、平成 16 年 1 月 31 日より施行する。
- 2) 平成 24 年 1 月 1 日から、本会の事務局を九州大学大学院医学研究院神経内科学分野内（福岡市東区馬出 3 丁目 1 番 1 号）に置くものとする。

## 理事及び監事の選出細則

1. 理事及び監事は、理事及び監事選出委員会の推挙した評議員の中から理事会が選出する。
2. 理事及び監事選出委員会は、理事候補者及び監事候補者の選出に関する業務を行い、次の各号の選出委員によって構成する。
  - 1) 役員選出業務を統括する理事 1名
  - 2) 選出業務を分掌する理事、評議員 若干名
3. 理事及び監事選出委員会は、理事会が選任し、理事長がこれを委嘱する。
4. 理事及び監事選出委員会の委員長は、第2項、1)の選出委員とする。
5. 理事及び監事選出委員会の任期は、委嘱を受けた日から選出の行われた日の後に到来する総会迄とする。
6. 理事及び監事選出委員会は原則として選出が行われる日の3カ月前に公告しなければならない。公告には、選出の日、立候補及び推薦の手続きその他選出に必要な事項を掲げる。
7. 理事又は監事の候補者は、評議員であって、選出が行われる日に満65才未満でなければならない。
8. 理事候補者になろうとする者は、その旨を理事及び監事選出委員会に届け出なければならない。
9. 評議員は、他の評議員を候補者として推薦することができる。この場合は、あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て、その旨を理事及び監事選出委員会に届け出なければならない。
10. 理事及び監事選出委員会は、立候補者及び推薦候補者とは別に専門、分野などを配慮して評議員の中から立候補者を推挙することができる。この場合は、あらかじめ推挙しようとする者の承諾を得なければならない。
11. 理事及び監事の候補者を同時に兼ねることは出来ない。
12. 理事又は監事に欠員が生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、欠員を補充することが出来る。
13. 理事長は、別途理事候補者を理事会に推薦することができる。

## 評議員の選出細則

1. 評議員候補者は、評議員選出委員会の審査のうえ選出する。
2. 評議員選出委員会は、評議員候補者の選出に関する業務を行い、次の各号の選出委員によって構成する。
  - 1) 役員選出業務を統括する理事 1名
  - 2) 選出業務を分掌する理事、評議員 若干名
3. 評議員選出委員は、理事会が選任し、選出が行われる年に理事長がこれを委嘱する。
4. 評議員選出委員会は、選出に必要な評議員の業績基準案を作成し、理事会に提出する。
5. 理事会は、評議員選出委員会が作成した業績基準案を審議し、業績の基準を決定する。
6. 評議員となることを希望する者は、評議員選出委員会に業績、履歴等の書類を添えて評議員審査申請書を提出する。
7. 評議員選出委員会は、評議員となることを希望するものが選出の行われる年の4月1日現在において次の条件を満たしているかを審査する。
  - 1) 引き続き5年以上日本神経免疫学会の正会員であって、会費を完納していること。
  - 2) 過去5年以内に神経免疫あるいは免疫関係で、筆頭著者として英文または邦文の論文が1編以上あること。論文の形式は問わない。
  - 3) 過去5年以内に筆頭演者での本学会での発表が1編以上あること。発表形式は問わない（一般口演・ポスター、シンポジウム、教育・特別講演等）。
8. 評議員選出委員会は、前項の審査に合格した者の中から評議員候補者を選出し、審査の結果を理事会に報告する。
9. 理事長は、評議員として理事会、評議員会及び総会で承認を受けた会員に対して、評議員となることを委嘱する。
10. 理事長は別途評議員候補者を理事会に推薦することができる。理事長による評議員候補者推薦は評議員選出条件を必ずしも満たす必要はないが、理事会において履歴書を回覧し、推薦理由を明確にする。